

●中古商品自動車の減免

1 減免要件

(1) 減免対象者

次のすべてを満たす中古自動車販売業者であること

- ①所有するすべての自動車について、自動車税種別割の滞納がないこと（延滞金も含む）
- ②所有するすべての自動車について、減免を受けようとする年度の自動車税種別割が納期限までに全額納付されていること
- ③古物営業法第3条第1項に定める古物商の許可を受けていること

(2) 減免対象自動車

次のすべてを満たす中古自動車であること

- ①4月1日（午前0時）現在中古自動車販売業者が商品として所有し、かつ、展示していること
 - ※自動車検査証の使用者も当該中古自動車販売業者であること
- ②新車及び中古新規登録車でないこと（自動車検査証に「新規登録」と記載されていないこと）
- ③中古商品自動車であることが、一般財団法人日本自動車査定協会岐阜県支所において証明されていること
 - ※中古商品自動車証明申請書受付期間 4月1日～4月30日

2 減免額

自動車税種別割の年税額の12分の3に相当する額まで（100円未満の端数は切り上げ）

3 申請に必要な書類

申請書

中古商品自動車の減免に係る自動車一覧表

商品中古自動車証明書

古物商許可証の写し

申請車両の納税通知書の写し

4 申請期限

5月8日～納期限（通常5月31日）

5 申請場所

自動車税事務所又は飛騨県税事務所自動車税出張所

6 その他

納期限までに一旦年税額を納付する必要があります。

減免承認後、8月末頃に還付通知書を送付しますので、通知書に記載された金融機関で現金に換えてください。

【このページに関するお問い合わせ先】

岐阜県自動車税事務所課税管理係

T e l 058-279-3781 内線 211 ~ 213